

意見提出者	ソフトバンクＢＢ株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
1. 項目	市区町村住所情報の全国一元管理とコード化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在の住所と呼ばれるものは、「地番」や「住居表示」「公称住所」等様々な基準があり、一元化されていない。そのため、ICT 利用者の新サービスへの申込時、住所変更時、また他のサービスへの移行時等において書類不備の原因となっており、ICT 促進の大きな妨げとなっている。また、国土地理協会が町・字の単位までコード化し管理しているものの、各自治体に国土地理協会への報告義務はなく、国土地理協会の知りうる範囲での対応となっている。</p> <p>また、通信事業者が基地局等の登録免許を申請する際に、住所不備で時間がかかることも多々あるが、住所が一元化されておらず、自治体によっては住民以外に非公開とする住所もある中で、住所を文字表記で申請を受けること自体が、より早く、より快適に通信を利用したいという利用者の求める実態に逆行していると言わざるを得ない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	住居表示に関する法律等
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	ICT 促進をしていく上で、情報のコード化は必須であるのに対して、住所情報においては大きく管理体制が遅れていることを鑑み、新法をもって全国の住所情報を番地・号単位まで全てコード化することが望ましい。こうした住所情報のコード化が、広く国民に認知されることで様々な分野でのICT 促進に大きく寄与できるものと考え（郵便番号に代わる、より詳細なコードの管理と促進をすべき）。